

## 『授業料の無償』

### ※ 学校基本法 第1章 総則

#### 第6条 授業料

「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。」

### ◇ 1964年の最高裁判決では・・・

#### 日本国憲法第3章第26条（2）

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」の・・・

<義務教育はこれを無償とする> とは

「授業料は無償であって、教科書・学用品までも無償としなければならないものではない。」と判決している。

## 『教科書の無償』

### ◇ 国の政策として・・・

「教科書無償給与制度」などを導入して、保護者負担軽減を図っている。

### ※ 教科書無償給与制度－文部科学省

#### 義務教育教科書無償給与制度の趣旨

「義務教育教科書無償給与制度は、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待を込めて、その負担によって実施されています。

（省略）

また、この制度は、次代を担う児童生徒の国民的自覚を深め、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて行われるものであり、同時に教育費の保護者負担を軽減するという効果をもっています。」

### ※ 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律

#### 第1条 趣旨

「義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。」

### ※ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第2章 無償給付及び給与 第3条 教科用図書の無償給付

「国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。」